

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 5日

福井県知事 殿

提出者

住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番20号

氏名 若築建設株式会社名古屋支店
執行役員支店長 刀根 幸晴

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-201-5321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	若築建設株式会社敦賀港作業所
事業場の所在地	福井県敦賀市桜町4-5
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 (総合工事業)
②事業の規模	元請完成工事高：641,925千円 (福井県内)
③従業員数	3名 (福井県内)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物は全て委託 作業所⇒運搬処理業者⇒処理業者 【処理方法 (処分業者)】 がれき類・紙くず・木くず・金属くず：破砕・粉砕もしくは再生材として再利用 廃プラスチック類：破砕・粉砕 混合廃棄物：選別・粉砕し、再生利用または埋立処分 建設汚泥：脱水して再利用

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 統括管理担当者：名古屋支店長
 処理管理者：名古屋支店安全環境部長
 処理計画統括責任者及び処理責任者：各現場作業所長
 処理担当者：各現場担当者
 処理計画作成担当者：名古屋支店 土木部担当者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート殻、アスファルト殻、建設発生木材、紙くず、建設汚泥、廃プラスチック類、金属くず、混合廃棄物 ・特定建設資源廃棄物の完全分別、また全社環境目標を設定
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組みの継続実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	60.94 t	11.375 t	0.00 t	11.870 t	252.25 t	2,671.57 t	15.917 t
①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業であり、受注した工事内容により廃棄物の処理量が大きく変動するが、廃棄物の分別保管、排出、マニフェスト管理、処理委託先を正確に実施しているか確認をしている。 ・発生した建設副産物は再生利用業者へ委託し、リサイクルを推進している。 							
	【目標】							
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	がれき類	建設混合廃棄物
	排出量	50 t	10 t	5 t	10 t	10 t	2,000 t	15 t
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業であり、受注した工事内容により廃棄物の処理量が大きく変動するが、適正な施工方法の選択、資源置場の確保及び施工機械の選定等に配慮し、建設副産物の発生を抑制する。 ・現場での分別ができなかった混合廃棄物については、選別設備を有する中間処理施設を活用し、リサイクルを推進する。 							

別紙②

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】						
産業廃棄物の種類		建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	がれき類	建設混合廃棄物
①現状	全処理委託量	60.94 t	11.375 t	0 t	11.87 t	252.25 t	2,671.57 t	15.917 t
	優良認定処理業者委託量	0 t	9.975 t	0 t	1.32 t	1.13 t	0 t	12.277 t
	再生利用業者への委託量	60.94 t	11.375 t	0 t	11.87 t	252.25 t	2,671.57 t	15.917 t
	認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者による処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、適正に委託する。 ・可能な限り再生利用業者へ委託し、最終処分場への搬入削減に努める。 ・積極的に電子マニフェストを利用し、電子マニフェストを導入している業者に委託をする。 								
		【目標】						
産業廃棄物の種類		建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	がれき類	建設混合廃棄物
②計画	全処理委託量	50 t	10 t	5 t	10 t	10 t	2,000 t	15 t
	優良認定処理業者委託量	0 t	8 t	3 t	8 t	8 t	500 t	10 t
	再生利用業者への委託量	50 t	10 t	5 t	10 t	10 t	2,000 t	15 t
	認定熱回収業者への委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者による処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・前述の取組の継続実施に加え、積極的に優良認定処理業者を活用する。 								